

危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書

1 内 容

危険物施設の変更許可申請（移送取扱所を除く。）と、仮使用承認申請を同時に行う場合に使用します。

ただし、この申請書により同時に申請した場合においては、変更許可が不許可となる場合及び変更許可を取り止め又は取り下げる場合には変更許可申請書の手数料のみならず、仮使用の申請手数料についても返還されませんので注意が必要です。

なお、当該申請書により変更許可のみの申請を行うことはできません。この場合は様式第5「危険物製造所等の変更許可申請書」を使用してください。

【根拠条文 法第11条第1項】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係の職員と事前に申請内容の打ち合せをします。
- (2) 申請書を2部予防課危険物係に提出し、書類の審査を受け手数料を納入します。
- (3) 職員が現地を調査し、書類を審査します。
- (4) 基準に適合していると認められると、許可書（申請書の1部に添付されます。）と承認書が交付されます。
- (5) 許可書等の交付を受けてから、施設の工事を開始します。

【関係条文 危規則第5条の3】

3 提出時期

製造所等の変更の許可及び仮使用の承認を受けようとするとき。

4 添付書類等

- (1) 構造設備明細書（製造所等の別・区分によって異なります。）
 - ※(2) 危険物データベース（危険物確認試験結果報告書）
 - ※(3) 特例適用願書、計算書及び試験成績証明書
 - (4) 工事計画書、工事工程表等
 - (5) 付近見取図（保安距離物件を示す。）
 - (6) 敷地内配置図（保有空地を示す。）
 - (7) 建築物その他の工作物及び機械器具その他の配置図
 - (8) 建築物その他の工作物及び機械器具その他の構造図（計算書を含む。）
 - ※(9) 電気設備の概要書
 - ※(10) 避雷設備の概要書
 - (11) 消火設備の概要書（計算書を含む。）
 - ※(12) 警報設備の概要書
 - ※(13) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類
- ※のものは必要な場合に限って添付するものです。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）